

裁判所法の一部を改正する法律案(衆第一三三号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、給費制の暫定的導入

平成二十三年十月三十一日までの間、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、暫定的に司法修習生に対し給与を支給する制度とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

三、経過措置

その他所要の経過措置を設ける。